

# ベーシック英語での法助動詞willについて

井 田 琇 穂

## 序

ベーシック英語 (Basic English) とは、英国人心理学者 C. K. Ogden (1899-1957) が提唱した、850語の英単語を用いた国際補助語である。この“Basic”は“British American Scientific International Commercial”の頭文字からできたものと解釈されている。『大百科事典』(平凡社)にはベーシック英語と C. K. Ogden とについて次の説明がある。この説明は簡にして要を得ているので、以下に引用する。

ベーシック・イングリッシュ Basic English ケンブリッジ大学の心理学者 C.K. オグデンが1930年に発表した一種の国際補助語 (国際語)。 에스ぺ란antoのような、いわゆる〈人為的〉な国際語とはかなり異なり、実際に用いられている英語を母体として、語彙、文法などの面でその複雑さを切りつめ、かつ、英語を母国語とする人ならだれでもすぐに理解できるものであろうとした。〈ベーシック〉とは〈基本的〉の意であるとともに、〈British, American, Scientific, International, Commercial〉の頭文字であると主張される。ベースに英語が選ばれたのは、英語が最も普及した言語で、文法形式も簡単であり、語彙も国際性が高いなどの理由によっている。基礎となるのはわずか850語で (ほかに少々の国際的用語が加わる)、独自の意味理論により、動詞、抽象名詞、感情的色彩の強い形容詞の数を極度に減じている。動詞 (助動詞を含む) の数は come, do, get, have など20個のみ (純粋の動詞は10個) で、これを前置詞や名詞などと組み合わせて数千の動詞的概念

を代表させる。名詞は600語、形容詞は150語で、-ly, -er, -edなどの付加は別枠とする。一時かなりの勢いを見せたが、たとえば動詞 stop を come to a stop, 動詞 lose 〈負ける〉を give way と言い換えるなど、かえって複雑であるとかねて批判されてきた。また今日のすさまじい科学技術用語の増加のもので、850語ですべてをまかなうのは少々無理と言わざるをえない。ただし聖書のベーシック訳は成功したと言ってよかろう。日本では F.J. ダニエルズ、高田力らが紹介に努めた。(三宅 鴻) (原文通り)<sup>1</sup>

オグデン Charles Kay Ogden 1889-1957 イギリスの心理学者。ケンブリッジ大学の出身で、卒業後は知的高級雑誌《ケンブリッジ・マガジン》を主宰するとともに、自らも多彩な著述活動を行っていたが、しだいに言語心理に興味を抱き、1923年、批評家 I.A. リチャーズとともに《意味の意味 The Meaning of Meaning》を著した。これは心理学的手法を応用して、言語行動の構造を解明しようとしたもので、言語行動を成立させる基本的3要素、すなわち、思想(指示)、言葉(象徴)、事物(指示物)3者の相互作用の精密な分析から、〈意味〉が生成していく過程を見きわめようとする、今日の意味論の先駆をなす研究であった。なかでもオグデンが重視したのは、象徴と指示物の関係(いわゆる記号論という記号表現と記号解釈の関係)であり、それはのちに、具体的な言語(英語)において、どのようにしてより効率的な伝達が可能かといった方向へと発展し、30年にはわずか850語からなる新国際共通語ベーシック・イングリッシュを提唱するにいたった。以降彼は、功利主義者 J. ベンサムに関する多くの著作を残す一方で、この語の普及のため世界各国を訪問するなど、多くの実践的活動を行っている。(渡川 裕) (原文通り)<sup>2</sup>

ここにも指摘されているように、ベーシック英語が「独自の意味理論」に基づいていることを識者が言うが、最新の言語学の理論を使って、ベーシック英語の意味論を検証するのはこれからの重要な仕事であると思われる。

本論文では、ベーシック英語訳の聖書 (*The Bible in Basic English* [以下、BBEと略す])<sup>3</sup>と *The New English Bible* (1961, 1970 [以下、NEBと略す])<sup>4</sup>との英語を比較して、法助動詞 (modal auxiliaries) のもつ機能と意味を考察する。今回は、便宜上、新約聖書のマルコ書 (St Mark) を扱い、更に法助動詞の中の will を扱う。二つの聖書の英訳ともギリシア語原文に基づく、各々の序文で断っている、一つの同じギリシア語原文を二つの英訳聖書が微妙に訳し分けていると筆者は理解し、両訳書の will を中心とした訳の違いを考察する。両訳書がギリシア語原文に基づくことを自明の前提とし、本論文では新約聖書のギリシア語原文は扱わない。両訳書の will の取り扱いの比較 (特に、両訳の違いの部分の比較) を通して、will のもつ意味を明らかにするのが本論の目的である。

以下、Ogden の法助動詞の扱い、現代言語学での法助動詞の扱い、両訳書での will の扱いを論じる。

## 1

Ogden (1932) が自身の体系の中で法助動詞をどのように考え扱っているかをこの節で見る。<sup>5</sup> 彼は法助動詞という用語を使わず、助動詞という用語を使うことをここで付記する。

Ogden は助動詞として be、have、will、may、do を認める (p. 23)。be は進行相、have は完了相、do は疑問、否定、強調のために使うことを彼は認める。ベーシック英語では法助動詞として will と may とが認められる。この英語の体系では、will と may 以外の法助動詞は使わない。

ここで文法用語について略述する。この法助動詞に深い関係のある文法用語として mood (叙法) と modality (法性) とがある。mood とは直説法 (indicative mood)、仮定法 (subjunctive mood)、命令法 (imperative mood) を含む文法範疇である (Lyons: 1995, p. 327)。この mood をもっと限定し、「動詞の体系内での法性 (modality) の文法化」 (“grammaticalisation of modality within the verbal system”) (Rodney Huddleston and Geoffrey Pullum: 2002, p. 172) という定義がある。この定義では、法性の助動詞があるかないかが mood の決め手になる。Lyons も同じように、mood は、modality の文法化の結果、生まれる

範疇であると述べる (Lyons: 1995, p. 331)。ここには mood に関して、広義と狭義の定義があると言っている。他方、modality とは意味の範疇である (Huddleston and Pullum: 2002, p. 172)。この法性は、「節の中の、法助動詞以外の要素が表す状況の事実性、又は、実現性」に対する話し手の態度を表す(同)。例えば、Huddleston and Pullum のあげる次の例文がある。

He must have written it himself.<sup>6</sup>

この文の命題 (proposition) は「彼がそれを自分で書いた」という内容である。この文では、この命題が真であると話し手が推測し must で表現しているが、この推測が話し手の命題に対する態度である。この話し手の命題に対する態度が法性の表す内容である。Lyons (1997, p.845) と Huddleston and Pullum (2004, p. 173) が一致して、法性の中心概念は、必然性 (necessity) と可能性 (possibility) であるとする。この必然性は、英語の法助動詞では must, should, ought to 等で表し、可能性は can, may 等で表す。

以下、Ogden があげる will と may の用例を見る (p. 25)。

The birds will get the food (when we give it to them).

The rat may go (if the hole is open).

Ogden は他の表現では言い換えのできない単語をベーシック英語の語彙の中に残したと言っている。そのようにして850語の英単語を彼は選定した。この場合、彼は will と may のもつニュアンスを他の表現では言い換えができないと判断し、この二語をベーシック英語の体系に残したと考えることができる。この例文での二つの法助動詞は、可能性の意味を表す。

更に Ogden は will と may の意味の違いを次の用例で示している (p. 30)。但し、彼はその違いを用例を示す以外、詳しく説明はしていない。

An umbrella will be necessary (when rain is certain).

An umbrella may be necessary (when rain is possible).

この二例で分かるのは、will が確実性を示し、may は蓋然性を示す（will よりも may が確実性が低いことを示す）ことである。<sup>7</sup>

次に Ogden がいくつかの法助動詞の意味を、他の表現で言い換えている例を見る（p. 156）。次の例にある can、ought to、shall はベーシック英語では使わないが、それらを次の表現で言い換えている。以下、→の次にくるのが言い換えた結果である。

I can do. → I am able to do./ It is possible for me to do.

I ought to do. → It is right (wise) for me to do./ It is my business to do.

The train ought to be here in half-an-hour. → It is probable that the train will be here in half-an-hour.

Shall I do it? → Am I going to do it or not?/ Am I wise to do it?

“ought to” と should とはほぼ意味が同じだと考えられるので、should に対する言い換えは上記の“ought to”の言い換えの場合と同じであると考えられる。ここで、can は“be able to”か“be possible”で、“ought to”は“be right”か“be one’s business”か“be probable”で、shall は“be going to”か“be wise”で言いかえられている。Halliday（2004, p. 615）に従えば、法助動詞の can、“ought to”、shall 等は、暗示的な（implicit）表現であり、言い換えに使われた表現は明示的な（explicit）表現である。ここでの暗示的であるということは、暗喩（metaphor）に関係すると言いうる。<sup>8</sup>

法助動詞として他に must がある。この語に対する言い換えは Ogden（1932）の must の項目に次のようにある（p. 62）。<sup>9</sup>

You must not do that. → It is not right to do that.

この言い換えの例以外に、must の意味として“is necessary; have to”を Ogden はあげる。have はベーシック英語の語彙に含まれるので、must の代わりに“have to”をベーシック英語では使うことができる。

以上のように、ベーシック英語の体系では will と may だけしか法助動詞はなく、それ以外の法性は形容詞、名詞等を使って表現される。本来の英語では法助動詞を使うことで話し手と聞き手とが暗黙で了解しているニュアンス等を、ベーシック英語では明確な表現で分析的に表現していると言いうる。本来の英語では法助動詞の意味が暗喩 (metaphor) 的な表現となっている (これは Halliday の機能文法の体系による)。

## 2

この節では、BBE と NEB とでの will の使われ方を見る。上述したように、ベーシック英語では will と may とを語彙として認める。以下に見るように、この二つの法助動詞の使用は、BBE と NEB とで重なる領域が大きいと言いうる。

will の使用例 (新約聖書の St Mark での使用例) は BBE で134例、NEB で115例ある。この中で両訳が同じ箇所では will を使用するものは105例である (BBE では78%、NEB では91%が同じ例である)。これ以外の違う例の中で、BBE の29例が NEB でどのように処理されているか、又、NEB の10例が BBE でどのように処理されているかを以下で見たい。

BBE と NEB とで同じく will を使っている例を1例だけ次にあげる。

St Mark 1: 2 (以下、引用の際に St Mark は省略する) (以下、原文の省略は筆者による)

BBE: See, I send my servant before your face, who will make ready your way; ....

NEB: Here is my herald whom I send on ahead of you, and he will prepare your way.

この用例での will は未来時を表す用法である。この例のように構文上で will が両訳書で同じように使用されている。

ここで、概略であるが、Huddlestone and Pullum (2002) の will の分析を見る。Huddlestone and Pullum によると、他の法助動詞と比べると、will には法性の

意味の程度が低いとのことである (p. 188)。彼は will の用法を次の3つに分類する。それらの分類の下位分類をも以下に示す。

- (1) 認識様態的な（又は、陳述緩和的な epistemic）法性
  - ① 認識様態が中心の用法
  - ② 未来時（futurity）を表す用法
  - ③ 仮定文での帰結を表す用法
- (2) 動的な（dynamic）法性
  - ① 意志（volition）を表す用法
  - ② 傾向（propensity）を表す用法
- (3) 拘束的な（deontic）義務に関する法性

will の用法としては、この内、(1)、(2)が中心的な用法であるとのことである。<sup>10</sup> 上記(2)の動的な法性とは、主語の習性（disposition）か特性（properties）に関する法性である。(1)①の認識様態的な用法の例文として Huddleston and Pullum は次の文をあげる。

They will have made the decision last week.

この用法では、主語が二人称と三人称とに限定されるとのことである。この用法では、命題（“They have made the decision last week”）の事実性（factuality）が強いとのことである。(1)②については、未来時のことについて、話し手の予想を表現しているが、次の例文を Huddleston and Pullum があげる。

Australia will meet Sweden in Davis Cup final in December.

この文では、動詞の現在形（meets）を使う方が、will を使うよりも意味が強くなるとのことである。ここ迄で、Huddleston and Pullum によって will の用法を概略、見た。

以下、両訳書で will の使用が違う用例を見ていく。

## 2.1 BBE の will の使用が NEB でどのように扱われているか。

用例数の多い順に次のように分類できる。

BBE: will (29例)

NEB: 現在形 (8例)、shall (8例)、will の不要な違う構文 (5例)、can (4例)、must (2例)、現在進行形 (1例)、時制の一致での would の使用 (1例)

以下、具体的に用例を見る。

### (1) NEB が動詞の現在形の場合 (8例: 28%)<sup>11</sup>

9:37

BBE: Whoever will give honour to our such little child in my name, give honour to me: ....

NEB: Whoever receives one of these children in my name, receive me; ....

この BBE の例は主語の意思 (volition) を表す例である。NEB ではそのような主語の意思を表さない例である。

次は表現形式として NEB で現在形となっている例である。

11:29

BBE: I will put to you one question; ....

NEB: I have a question to ask you to; ....

NEB の表現では動詞の現在形を使うのが普通の表現である。

これ以外に BBE では when 節 (ここでは名詞節) の中で will を使うが、NEB では動詞の現在形の例が次のように1例ある。



13: 33

BBE: ... for you are not certain when the time will be.

NEB: You do not know when the moment comes.

この場合、NEB の動詞の現在形は、will よりも強い確実性を表す (will は未来の事についての言及である) (Huddleston and Pullum, p. 190参照)。

(2) NEB が shall を使っている場合 (8例: 28%)<sup>12</sup>

NEB の用例を主語の人称別に見ると次のようになる。

1 人称主語: 3例、2 人称主語: 1例、3 人称主語: 4例

1 人称主語に shall が使われるのは、周知のように英国英語の特徴であり、意味は will が使われる場合と同じである。以下、2、3 人称主語での shall の用例を見る。2、3 人称主語での shall の意味は話し手の意思を表す。以下の例がある。

10:39

BBE: You will take of the cup from which I take; and the baptism which I am about to undergo you will undergo.

NEB: The cup that I drink you shall drink, and the baptism I am baptized with shall be your baptism: ....

NEB での shall には、話し手の意思が入ると解釈できる。例えば、NEB の上例を “I will make you drink ...” と “I will make the baptism I am baptized with your baptism” と言い換えができると思われる。Huddleston and Pullum (p. 194) は shall の拘束的な用法の用例として次の例をあげる。

You shall have your money back tomorrow.

この場合、話し手が文の内容である命題を保証していて、話し手にその命題の実現に対して義務がかかってくるということである。

(3) NEB で構文を変える場合 (5例: 17%)。

NEB で will を用いない場合がある。次の例は、NEB で不定詞を用いて will を使っていない例である。

5: 23

BBE: ... it is my prayer that you will come and put your hands on her, ....

NEB: I beg you to come and lay your hands on her ....

このように構文は違うが、両訳とも同じ意味の内容である。BBE では「that 以下の内容が私の願いだ」という表現になっているが、NEB では「私は次のことをあなたに頼む」という表現である。次の例では、NEB は前置詞句を用いて BBE とは違い、will を使わない。

4: 24

BBE: ..., you will get, and more will be given to you.

NEB: ... you will receive, with something more besides.

次の例では NEB は表現を詠嘆文にして、will は不要である。

13: 17

BBE: And it will be hard for women who are with child ....

NEB: Alas for women with child ....

次の例では、NEB が一語で表現している所を、BBE は説明的な表現になっている。

12: 7

BBE: This is he who will one day be the owner of the property; ....

NEB: "This is the heir; ....

この例が示すように、ベーシック英語は850語と語彙が少ないので、一般に表現が説明的になる傾向がある。更に、NEB で表現形式が変わり、should が使われる場合がある。次例である。

10:35

BBE: Master, will you give us whatever may be our request?

NEB: Master, we should like you to do us a favour.

BBE では依頼の表現形式であるが、NEB では聞き手への話し手の望みを表現する形式 (should like) になっている。この例を表現形式が変わる例に分類した。

(4) NEB が can を使う場合 (4例: 14%)。<sup>13</sup>

以下、用例を見る。

3: 24 (これと3: 26はほぼ同じ内容である)

BBE: If there is division in a kingdom, that kingdom will come to destruction.

NEB: If a kingdom is divided against itself, that kingdom cannot stand.

この用例では、BBE で「破滅するであろう」であり、NEB で「存続できない」であって、両訳で実質的な意味は同じである。次の例を見る。

2: 19

BBE: Will the friends of newly-married man go without food while he is with them? As long as they have him with them they will not go without food.

NEB: “Can you expect the bridegroom’s friends to fast while the bridegroom is with them? As long as they have the bridegroom with them, there can be no fasting.

この用例の前半は、両訳の構文が違う例であり、後半は NEB で可能性としてありえないことを表し、両訳は同じ意味の内容である。前半は両訳とも未来時のことを現在の時点で話題にしているの、両訳ともほぼ同じ内容である。前半は、BBE では未来時のことを will で述べるが、NEB は「あなたは以下のことを予測できるか」という表現にしている。以上、3例は同じ意味内容を別々な表現を取っているが、NEB が can を使用している例である。

(5) NEB が must を使う場合 (2例: 7%)。

次の例がある。

9: 19

BBE: How long will I put up with you?

NEB: How long must I endure you?

NEB の例は、“How long is it necessary for me to endure you?” と概略、言い換えができるので、この must の意味は拘束的な意味の用法（義務）であると解釈できる。will の用法に拘束的な用法があることは Huddleston and Pullum (p. 194) が指摘しているの、この箇所、will と must とは意味が近いと思われる。

次の例も9: 19と同様に考えることができる。

9: 35

BBE: If any man has the desire to be first, he will be last of all and servant of all.

NEB: If anyone wants to be first, he must make himself last of all and servant of all.

Huddleston and Pullum (p. 194) があげる will の拘束的な用法の用例は次の通りであることを補足する。

You will report back for duty on Friday morning.

この用例では、話し手が聞き手に要求を示す内容の文である。この用法の will の主語には、一人称（上掲の9: 19）、二人称（Huddleston and Pullum のあげる例）、三人称（上掲の9: 35）の代名詞が来ている。

(6) NEB が現在進行形を使う場合（1例: 3%）。

次の例がある。

11: 23

BBE: Whoever ... has faith that what he says will come about, he will ....

NEB: ... if anyone ... believes that what he says is happening, it will be ....

NEB の例は未来時の事柄を現在進行形で表す例である。それを BBE は will を使って表している。両訳ともほぼ同じ意味内容を表現している。

2.2 NEB の will の10例が BBE でどのように扱われているか。

用例数の多い順に次のように分類できる。

NEB: will (10例)

BBE: will の不要な別の構文 (6例)、一般動詞の現在形 (4例)

以下、具体的に用例を見る。

(1) BBE が will の不要な別の構文を使う場合 (6例: 60%)<sup>14</sup>

BBE の4例で will ではなく、“one’s pleasure” の表現を使っている (1: 40, 1: 41, 14: 36で2例)。この中の1例を次に見る。

1: 40

NEB: “If only you will,” said the man, “you can cleanse me.”

BBE: If it is your pleasure, you have the power to make me clean.

NEB の if 節内の will は主語 you にその意志 (“cleanse me” する意志) があるならばという意味を表す。他方、BBE では if 節の it は “to make me clean” の内容を指示し、主格補語に “your pleasure” を使っている。両訳とも表す意味はほぼ同じである。

BBE で前置詞句を使っている例を次に見る。

1: 44

NEB: ... that will certify the cure.

BBE: ..., and make yourself clean ... for a witness to them.

BBE では目的の意味を表す for 以下の前置詞句が使われているが、NEB ではその目的の意味を結果を表す形で表現している。

BBE で不定詞を使っている例を見る。

13: 11

NEB: ..., do not worry ... about what you will say ....

BBE: ..., do not be troubled about what to say: ....

BBE の “what to say” は “what you should say” と言い換えられる表現である。will には上述のように拘束的な意味の用法がある (Huddleston and Pullum, p. 194) ので、この場合、両訳はほぼ同じ意味であると言える。

(2) BBE が will を使わない動詞の現在形の場合 (4例: 40%)<sup>15</sup>

1例を見る。

6: 4

NEB: “A prophet will always be held in honour except in his hometown, ....”

BBE: A prophet is nowhere without honour, but in his country, ....

この場合、BBE の動詞の現在形は確実な事実を述べていることになる。これは will の使用よりも確実性が強い表現である (Huddleston and Pullum, p. 190 参照のこと)。このことは、これ以外の残りの3例にも当てはまる。

### 3. まとめ

BBE と NEB とで共通に will が使われている例が105例あった。全体では、will が BBE で134例、NEB で115例あった。BBE に使われていた will の29例に関して、NEB で動詞の現在形が使われているのが8例、構文が違って will が使われていないのが5例である。また、NEB の10例の will に関して、BBE では構文が違い will が使われないのが6例、BBE で動詞の現在形が使われるのが4例である。ここから分かるのは、次の2点である。

- (1) 英語の構文を変えると、will を使わないですむ場合がある。
- (2) 動詞の現在形を使っても、will を使う場合と意味が決定的に変わらない場合がある。この場合、動詞の現在形を使うと、事態の発生の確実性が増す。

以上のこと以外に、BBE の will の16例に関して、NEB で shall、can、must、動詞の現在進行形で表される例があった。ここから次の点が分かる。

- (3) will の表す意味内容を、shall、can、must、動詞の現在進行形で表すことができる。即ち、will と shall、can、must、動詞の現在進行形が表す意味領域が重なる場合がある。話し手が命題に対してどのような態度を表明するのかを、これらの法助動詞は表すが、これらの法助動詞と現在進行形とがお互いに意味内容で重なる部分があるということである。

以上の3点が分かった。<sup>16</sup>

## 注

- 1 『大百科事典』13 (平凡社、1983)、pp. 484-5。ここでの表記は原文通り。
- 2 同2 (1984)、p. 976。同じく、ここでの表記は原文通り。
- 3 *The Bible in Basic English* (London, New York and others: Cambridge University Press, 1949)
- 4 *The New English Bible* (Harmondsworth: Penguin Books Ltd, 1974)。元来は Oxford University Press と Cambridge University Press とによる共同出版 (1961, 1970)。
- 5 *The ABC of Basic English* (Tokyo: The Hokuseido Press, 1986)。元来は1932年の出版。以下、特に断らない限り、Ogden からの引用はこの書物による。
- 6 この文はベーシック英語では、must を使うことができないので、“It is possible/probable that he put it down by writing himself.”のように表現すると考えられる。ベーシック英語では writing は使うことができるが、write 自体は使うことができないことを付記する。
- 7 R. W. Langacker (2008, p. 307) は、“This election may/ will be very close.”の文で、may は“a very close election is possible”を、will は“prediction”を表すと言う。この説明も二つの法助動詞の違いを考える際に参考になる。
- 8 Halliday (2004) の機能文法の全体像をここで略述する。彼は次の3つのレベルで文法を記述する。1 経験的レベル：文が表現的な機能を果たす (統語論に当たる)。2 対人的なレベル：文が交換の機能を果たす (ここに、mood や法性が入る)。3 テキストのレベル：文がメッセージを伝える機能を果たす (ここに、提題 [theme] が入る)。更に、彼は法性は、文を超えた次元での、暗喩 (metaphor) 的な表現であると言う (2004, p. 618参照)。即ち、法性自体に存在する意味体系は暗喩として高度に洗練されていると彼は言う。但し、ここで Halliday の使う暗喩は、文法上での暗喩であり (同、p. 592)、認知言語学で扱う暗喩とは違う。George Lakoff and Mark Johnson (1980) によれば、英語での暗喩は、方向感覚とかの英語話者の認知と密接な関係があり、更に英語での暗喩は英米人の価値観を反映するとのことである。ここではこれ以上の詳論は控える。
- 9 *The Basic Dictionary* (Tokyo: the Hokuseido Press, 1990)。元来は1932年の出版。
- 10 法性を epistemic と deontic とに分類することに一言、説明を加える。元来、この分類名は、von Wright (1916-2003) が様相論理学 (modal logic) の著書で行った時の用語による。この場合、様相論理学とは、事物のあり方や判断の確実性の



程度による分類を行う。von Wright は次の四つに様相を分類した。即ち、真理論の様相 (alethic modes)、認識判断の様相 (epistemic modes)、拘束的な様相 (deontic modes)、存在の様相 (existential modes) である。この件に関しては F. R. Palmer (1990, p. 6) を参照のこと。Langacker (2008, p. 305) では、英語の法性を “root sense” (deontic な用法に当たる) と “epistemic sense” の二つに分類している。これは基本的に、Huddleston and Pullum と同じ分類である。

- 11 8例は次の通りである。2: 22、3: 26、8: 35 (2例)、9: 37、9: 39、11: 29、13: 31。
- 12 8例は次の通りである。1人称主語: 5: 28、9: 19、14: 25。2人称主語: 10: 39。3人称主語: 8: 12、10: 7、10: 8、10: 39。
- 13 4例は次の通りである。2: 19 (2例)、3: 24、3: 26。
- 14 6例は次の通りである。1: 40、1: 41、1: 44、13: 11、14: 36 (2例)。
- 15 4例は次の通りである。6: 4、8: 35、13: 11、14: 7。
- 16 筆者には「法助動詞 “should” の意味と文脈」と「法助動詞の構文上での位置づけ」という論文があることを付記する。両論文とも拙著『近代英語、現代英語論文集』(京都: 北斗書房、2002) に所収。前者は『言語文化』(同志社大学言語文化学会) 2-4(2000) が初出。既発表の両論文で扱ったことは、本研究ノートで重複を避けて、触れなかった。

## References

- M. A. K. Halliday, *An Introduction to Functional Grammar* (revised by C. M. I. M. Matthiessen) (3rd ed.; London: Hodder Education, 2004)
- Rodney Huddleston and Geoffrey K. Pullum, *The Cambridge Grammar of the English Language* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002)
- George Lakoff and Mark Johnson, *Metaphors We Live By* (Chicago: University of Chicago Press, 1980)
- R. W. Langacker, *Cognitive Grammar: A Basic Introduction* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2008)
- John Lyons, *Linguistic Semantics: An Introduction* (Cambridge: Cambridge University Press, 1995)
- F. R. Palmer, *Modality and the English Modals* (2nd ed.; London and New York: Longman, 1990)

The Auxiliary Verb “Will” in Basic English  
by C. K. Ogden

Hideho IDA

**Keywords:** modality, semantics, Basic English